国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則の一部を改正する規則附則第3項に規定する「総長が特に必要と認めた場合」の取扱いについて新旧対照表

一門別分り気にがたする「他氏が同じ必要と配めた物目」の状況でについて利目対象				
	改正前			改 正 後
(前 略) 別表			附 則(令和6年3月総長裁定) この取扱いは、令和6年4月1日から実施する。 別表	
部局名	施設名		部局名	施設名
理学研究科	(略) 附属天文台(飛騨天文台) 附属天文台(岡山天文台) 附属地球熱学研究施設(本部)		理学研究科	(同 左) 附属天文台(飛騨天文台) 附属天文台(岡山天文台)
	(略)			(同 左)
	,			